

家屋調査にご協力をお願いします

霧島市では、家屋の固定資産税・都市計画税を算出するために、家屋調査を実施しています。適切な課税のために必要な調査になりますので、ご協力をお願いします。

建物の完成確認後、お手紙にて訪問日時のご連絡をさせていただきます。(6～12月ごろに連絡予定です。)
都合がつかない場合は、ご連絡をいただければ、代わりの日程を調整いたします。
なお、引越しをされる前や、ご使用を開始する前に調査を行うことも可能です。早期の調査を希望される方は、お早めに霧島市役所までご連絡ください。



©PILOT INK&アヒル隊長プロジェクト

家屋調査とは？

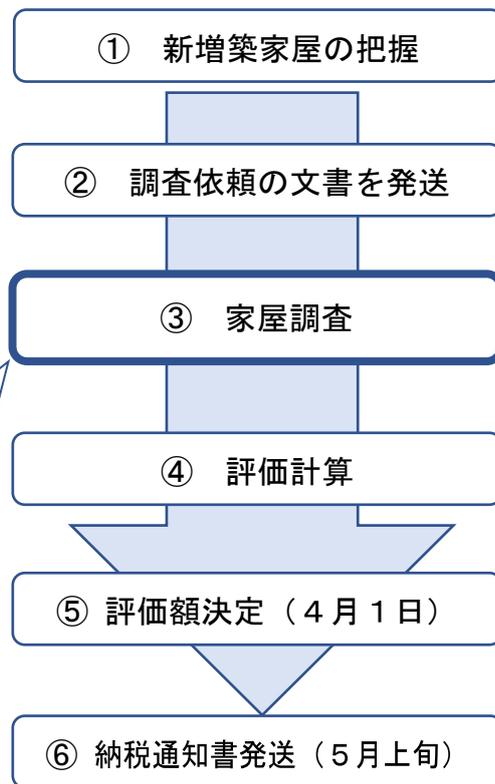
建物を新築や増築した場合、固定資産税・都市計画税における家屋の評価額を決定するため、職員が訪問し、内装、外装の調査を行います。

霧島市における家屋調査の当日の流れは次のとおりです。

1. 家屋調査当日、指定の時間に霧島市役所の職員が訪問します。(通常2名)
2. 最初に、屋外の調査を行います。屋根、外壁、基礎、給湯器などの確認をします。
3. 次に、屋内の調査を行います。各部屋(クローゼット・押入等の内側も)の仕上げ(天井、内壁、床の材質)の確認、設備(水回りなど)の確認、建具(扉や窓)や天井までの高さなどの採寸を行います。
4. 最後に、課税までの流れと、関係する税金の制度(不動産取得税、住宅ローン控除)のご説明を行います。

終了までにかかる時間は、家屋の構造や規模によりますが、1時間程度です。お立合いをお願いします。(ご家族様でも結構です。)

新增築家屋の課税までの流れ



お問い合わせは
霧島市役所税務課固定資産税グループ
または
各総合支所地域振興課税務グループ
(隼人市民サービスセンターを除く。)
電話番号 0995-45-5111